

日本共産党倉敷市議会議員団を代表して討論を行います。

まず、議案第82号財産取得についてであります。

議案第82号は、チボリ跡地に建設される「倉敷みらい公園」の用地として、倉敷市土地開発公社が先行取得していた土地を倉敷市において買収を行なう、財産の取得に関するものであります。

私どもはかねてから申し上げていましたが、チボリ跡地の民間開発における公園整備は、開発者自らが担うべきであると考えています。さらに民間開発の土地の一部を市が購入し整備をすることは、駅南をはじめ他地域との均衡を著しく欠き、民間開発業者への過剰な肩入れとしか思えません。10億4,100万円で取得しようとする財産取得については認めることができません。

よって、議案第82号について、反対いたします。

次に教科書採択に関してであります。

2012年度から使用される教科書について、現在その選定と採択の時期を迎えています。今回、検定に合格した社会科教科書の中には、日本の侵略戦争を大東亜戦争と呼び、自存自衛のための戦争と偽って描くなど、国際社会では到底通用しない偏狭な歴史認識を押し付ける歴史教科書や、日本国憲法がGHQによって一方的に押し付けられたものと描くなど事実認識を誤った公民教科書が含まれています。今、このような教科書が子どもたちに手渡されることへの憂慮と批判が広がっています。そこで、教科書採択について2つの請願が出されていますので順次、わが党の態度を申し述べます。

最初に、請願第39号「教科書採択について」であります。

委員長報告は採択であります。次の理由を述べて採択に反対いたします。

2006年に教育基本法が改悪されました。改悪前の教育基本法は前文で、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した....ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立する」と謳い、日本国憲法の理想の実現と、戦前の帝国日本との歴史的切断を宣言しました。請願者の所属する日本会議は、この改悪前の教育基本法を敵視し、改悪に血道をあげてきた団体であります。

請願では、「豊かな情操と道徳心、伝統文化の尊重や我が国と郷土を愛する等の教育基本法の目的に沿った教科書を採択できるよう」求めています。

一見もっともな文言と見受けられますが、問題点を含んでします。

まず、民主的な市民道徳は、法律によって義務づけられ、強制されるべきものではあ

りません。市民道徳は、一人ひとりの子どもたちの「人格の完成」をめざす、教育の自由で自主的な営みを通じて養われるべきものであります。

また、人間の心—内心は、法律で強制してはなりません。それは法律の限界を超えた不可侵の領域にあるものです。それが思想・良心・内心の自由を保障した憲法 19 条の意味するところであります。とりわけ何を愛するかは、個人の精神の最も自由な領域に属するものであって、国家が強制すべきものではありません。

子どもたちの内心という領域に押し入って、「愛国心」を強要することは絶対に許されません。

日本会議岡山児島支部が願う、改悪された教育基本法の目的に沿った教科書というものは、こうした思想・良心・内心の自由を保障した憲法 19 条の精神に背反したものと言えるのではありませんか。

したがって、請願第 39 号「教科書採択について」は採択すべきでなく、不採択とすべきであります。

最後に、請願第 40 条「中学校の教科書として自由社版・育鵬社版の教科書を採択しないことについて」であります。

委員長報告は不採択であります。採択すべきと考えます。

中学歴史教科書を見てみますと、自由社版・育鵬社版いずれの教科書も太平洋戦争を『自存自衛』のための戦争と描くなど、侵略戦争美化の立場に立ったものであります。侵略戦争と植民地支配への反省とその誤りの清算は、戦後日本が国際社会に復帰した際の前提条件であり、戦後の日本社会の原点です。

侵略戦争と植民地支配についての歴史の真実を知り、その反省の上に平和と民主主義の日本国憲法があることを学ぶことは、わが国の子どもたちが主権者として育ち、世界の人々と手をたずさえて生きていくうえでの大前提です。

また、公民の教科書では、現在、一番問題になっているエネルギー問題について、原子力発電をクリーンなエネルギー、安全なものとして描いている点でも執筆者の主観にもとづく記述が多くを占めています。しかし、原発の安全性が確立されていないこと、いったん事故が起きれば、激しい環境破壊をとめない決してクリーンなエネルギーでないことは、現在の東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故で示されています。

したがって、自由社版・育鵬社版の教科書を採択しないことを求めること、日本と世界の未来を担う子どもたちにふさわしい教育をと願う請願者の願意は、正当性が認められます。よって採択すべきと考えます。

終わりに、今議会では、東日本大震災を受けて、今後の倉敷市における防災対策が大いに議論となりました。議員提案で「倉敷市災害対策基本条例」が提案され、総務委員会で若干の修正がなされ、本会議での議決を待つところとなっています。日本共産党倉

敷市議会議員団は、本市の災害対策・防災対策にとって条例制定は意義あること、という立場から議論に参加し、原案に対して修正案を提示し充実を求めました。それは、原案では曖昧さが残る「前文」「条例の目的」「市の責務」の明確化を求めているものです。この部分についての党市議団の修正は受けいれられませんでした。が、一歩前進の立場から修正案には賛同いたしました。

今後とも日本共産党は、東日本大震災の復興に対して出来る限りの支援を行なうとともに、より一層の防災対策の充実、安心して暮らせる災害に強い街づくりをめざして奮闘する決意を申し上げ、討論いたします。

以上。